平成29年度 国土交通省税制改正概要



平成 28 年 12 月 国 土 交 通 省

目 次

平月	ζ2	9	年	度回	土国	交通	省	税制]改.	正概	要	(主	要項	目)	• •	• • •			• • •		• • •	••1
平成	ζ2	9	年	度回	土国	交通	值省	税制]改	正概	要	(主	要項	目の	概引	要)				• • •		…2
平月	₹2	9	年	度回	且土	交通	鱼省	税制]改.	正事	項	説	明資	料								
Ι.	成	長	力·	围	際競	争力	の強	食化														
Oł	長期	保	有占	上地	等に	係る	事第	美用資	_ 資産(の買	換え:	等の対	場合(の課和	党の物	诗例:	措置	の延:	長・・			6
0	ני נ	_	ト及	とびら	SPC:	が取れ	得す	る不	動産	に係	る特	∳例 措	置の	拡充	• 延	長·						7
07	下動	産	特员	共	司事	業に	おし	ヽて耳	汉得:	されん	る不	動産に	こ係ん	る特値	列措記	置の	創設	• 拡	充等			8
												延長·										
0:	上地	等	の誤	譲渡?	益に	対す	るi	鱼加割	₹税怠	制度(の停.	止期	限の変	延長·	• • • •	• • • •				• • • •	• • •	··10
0	トン	数	標準	퇃税	制の	拡充	5 • 延	Ĕ長·	• • • •			• • • • •			• • • •					• • • •		··11
O	国際	コ	ンラ	テナ <u>ì</u>	戦略	港湾	等及	なび国	国際人	バル	ク戦	略港	弯に化	系る特	寺例扌	措置(の延	長・・・				12
												中小1										
Οŧ	都市	再:	生累	を急	整備	地域	等に	こ係る	5課	脱の物	持例:	措置(の延っ	長 ⋯	• • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • • •	• • •	14
Oŧ	都市	鉄.	道和	引便:	増進	事業	に信	系る特	寺例扌	措置(の延:	長・・・	• • • •		• • • •	• • • •	• • • •			• • • •	• • •	15
											_	るま	ちづり	くりく	の推済	進の	ため	の所	要の	措置		16
										実現												
0	JR	北	海道	道、	JF	四国	及で	ĴЈF	R貨物	物に化	系る!	特例:	昔置	(<u> </u>	島特伯	列•:	承継	特例)	の	延長	• • •	••18
0	人国力	旅客	が	到着	時免	税店	こおし	ハて開	購入し	て輸	入す	る外国	貨物	を現行	テの携	帯品	免税	制度の	り対象	えへ追	加·	19
O	方日	外	国ノ	し旅	行者	に酒	類類	提造場	易で見	販売	した	酒類(こ係ん	る酒種	党の負	免税	制度	の創	没⋯	• • • •	• • •	20
												た既る										
Οĵ	買取	再.	販で	で扱え	われ	る住	宅0)取得	导に化	系る特	持例:	措置(の延っ	長 ···	• • • •	• • • •	• • • •			• • • •	• • •	22
O+	ナー	ビ	スト	t きi	高虧	者向] け信	主宅供	共給付	促進	脱制	の延:	長…	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • • •	• • •	23
												例措词										
												た場合										
O :	半島	、 i	雜島	景及	び奄	美群	島に	こおけ	けるこ	工業月	甲機	械等	こ係ん	る割り	曾償却	却制	度の	延長		• • • •	• • •	26
										実現												
O	₽体	課	税の	D見ī	直し	,																27
Οŧ	圣井	沢	スコ	F—,	バス	事故	を受	きけた	こバ	ス車i	両に	係る店	听要(の措置	置							28
Oi	曼水	防.	止月	月設(備に	係る	特例	觓措置	量の 打	拡充	• 延	長・・・										29
												建築										
О £	失道	のi	耐湿	夏対	策に	係る	特例	觓措置	置の3	延長·												31
Of	[本	地	震に	こよ・	る被	害等	から	5 の後	复旧之	及び:	今後	の災害	害への	の対応	芯の勧	観点:	から	の税	制上	の措	置・	32
O	毎運	- ;	鉄道	重•∮	航空	に係	る均	也球温	温暖	化対策	策税	の還値	寸措記	置の変	延長·							33
												買換										
												業船										
01	氐炭	素	化等	手にき	資す	る旅	客月	目新規	見鉄	道車i	両に	係る	诗例扌	昔置(の延り	長・・・						36
IV.	主	要	項目]以	外の	項目																37

平成29年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

成長力・国際競争力の強化

1. 不動産ストックのフロー化による投資促進

- ① 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)
- ② Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)
- ③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の創設・拡充等(登録免許税・不動産取得税)
- ④ 土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑤ 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(所得税・法人税等)

2. 産業の国際競争力の強化・経済安全保障

- ① トン数標準税制の拡充・延長(法人税・法人住民税等)
- ② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長等(所得税・法人税等)

3. 都市の競争力・魅力の向上

- ① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② 都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ 民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりの推進のための所要の措置(相続税・固定資産税等)

地域の活性化と豊かな暮らしの実現

1. 観光先進国の実現及び地方創生回廊の完備

- ① 航空機燃料税に係る特例措置の延長(航空機燃料税・航空機燃料譲与税)
- ② JR北海道、JR四国及びJR貨物に係る特例措置(二島特例・承継特例)の延長(固定資産税等)
- ③ 入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する物品を現行の携帯品免税制度の対象へ追加(関税等)
- ④ 訪日外国人旅行者に酒類製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設(酒税)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅リフォームの特例措置の拡充(所得税・固定資産税)
- ② 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- ③ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)
- ④ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑤ 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(所得税等)

3. 半島地域・離島地域・奄美群島の振興

① 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 環境にやさしく安全な自動車の開発・普及の促進

- ① 車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税等)
- ② 軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置(自動車重量税・自動車取得税)

2. 災害に強い国土・地域づくり等

- ① 浸水防止用設備に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ④ 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置

3. 地球温暖化対策の推進等

- ① 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長(地球温暖化対策のための税)
- ② 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長及び買換特例の延長(法人税・所得税)
- ③ 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(法人税等)
- ④ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

平成29年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

Ⅰ. 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産ストックのフロー化による投資促進

- ①長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(土地・建物、貨物鉄道車両等)を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益の課税の繰延べ(原則 80%、一部 75%・70%)を認める措置の3年間延長(所得税・法人税) ※貨物鉄道車両については要件を一部見直し
- ②J リート及び SPC が取得する不動産に係る流通税の特例措置の2年間延長等
 - 登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)
 - ・ 不動産取得税:課税標準 3/5 控除、措置対象にヘルスケア施設及びその敷地の追加
- ③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置の創設・拡充等
- 1)特例事業者が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長及び一部の要件の見直し
- 2) 小規模不動産特定共同事業(仮称) 及び限定された投資家のみを事業参加者とする不動産 特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の創設
 - 登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)、保存登記(本則0.4%→0.3%)
 - ▶ 不動産取得税:課税標準 1/2 控除
- ④土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記:本則2%→1.5%、信託登記:本則 0.4%→0.3%) の2年間延長
- ⑤土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の3年間延長(所得税・法人税等)

2. 産業の国際競争力の強化・経済安全保障

- ①「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者の日本船舶・準日本船舶による収入金額に係るみなし利益課税(トン数標準税制)について、準日本船舶の対象範囲の拡充(日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶の追加)、歴史的海運不況における日本船舶の確保の目標の柔軟化及び5年間延長(法人税・法人住民税等)
- ②国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長
 - 国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準10年間1/2等)の2年間延長
 - ・ 国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 10 年間 2/3)の2年間延長
- ③トラック、内航貨物船、その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又 は税額控除7%)について、2年間延長されるとともに、対象設備の拡充等については、新た に創設される中小企業経営強化税制で措置(法人税・所得税等)

3. 都市の競争力・魅力の向上

- ①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長
 - 所得税·法人税:割增償却(緊急地域:5年間 30%、特定地域:5年間 50%)
 - 登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
 - ・ 不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2(いずれも一定範囲内に おいて都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
 - ・ 固定資産税等:課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(緊急地域:3/5、 特定地域:1/2を参酌)に軽減、いずれも5年間)
- ②都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3 に軽減等)の2年間延長
- ③民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するための所要の措置
- 1)生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置(固定資産税:農地評価及び農地課税、相続税: 納税猶予制度の適用等)の拡充
- 2) 民間主体が設置し、住民利用に供する市民公開緑地(仮称)の認定制度の創設に伴う固定 資産税等の特例措置(3年間、課税標準について 2/3 を参酌して市町村の条例で定める割 合に軽減)を創設

Ⅱ. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

1. 観光先進国の実現及び地方創生回廊の完備

①航空機燃料税について、次に掲げる軽減措置の3年間延長

• 本則 26,000 円/kl → 18,000 円/kl

• 沖縄路線 13,000 円/kl → 9,000 円/kl

• 離島路線 19,500 円/kl → 13,500 円/kl

- ②JR北海道、四国に係る二島特例(固定資産税等課税標準 1/2 に軽減)、JR 北海道、四国及び貨物に係る国鉄承継特例(固定資産税等課税標準 3/5 に軽減)の5年間延長
- ③従来、外国で購入していた免税品について、到着時免税店において購入できるよう措置する ことにより、入国旅客の利便の向上等を図るための施策として、入国旅客が本邦国際空港へ の到着時に免税店において購入して輸入する物品を現行の携帯品免税制度の対象へ追加
- ④訪日外国人旅行者に対する酒蔵ツーリズムを振興し、もって日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図るため、輸出物品販売場の許可を受けた酒類製造場で販売する酒類について、消費税に加え酒税を免税とする特例措置を創設

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅リフォームの特例措置の拡充
- 1)耐震改修・省エネ改修に加え、耐久性向上改修をリフォーム減税の対象とすることにより、長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を創設
 - 所得税の税額控除:投資型 最大 50 万円、ローン型 最大 62.5 万円
 - 固定資産税の減額(工事翌年度分):2/3 減額
- 2)省エネ改修に係る所得税の特例措置について、改修後の住宅全体の省エネ性能が確保される場合も対象に追加
- ②買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の不動産取得税の特例(築年数に応じて一定額を減額)の2年間延長
- ③サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
 - 不動産取得税:課税標準から1,200万円控除等
 - 固定資産税:税額について5年間市町村が条例で定める割合(2/3を参酌)を減額
- ④住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の3年間延長(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則2%→0.3%、抵当権設定登記:本則 0.4%→0.1%)
- ⑤優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の3年間延長 (長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則5%→4% 等)

3. 半島地域・離島地域・奄美群島の振興

①半島、離島及び奄美群島における、市町村が作成する産業振興促進計画等に基づき取得される工業用機械等に係る割増償却制度(5年間、機械等:32%、建物等:48%)の2年間延長 (所得税・法人税)

Ⅲ. クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 環境にやさしく安全な自動車の開発・普及の促進

- ①車体課税については、平成 28 年度与党税制改正大綱等に沿って、以下のとおり見直しを行う。
 - ・ 自動車重量税のエコカー減税、自動車取得税のエコカー減税及び各種特例措置並びに 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、簡素化、自動車ユーザーの負担の 軽減、グリーン化等を図る観点から見直した上で2年間延長する。
 - ・ 平成30年排出ガス規制の導入に伴い、必要な措置を講ずる。
- ②軽井沢スキーバス事故を受けた、安全性の高いバス車両の導入促進のための税制上の所要の措置(自動車重量税、自動車取得税)

2. 災害に強い国土・地域づくり等

- ①地下街等の浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置 (5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3参酌)に軽減)について、3年間延長及 び適用対象となる浸水想定区域を洪水に加え雨水出水(内水)及び高潮に係るものに拡充
- ②耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置(工事完了の翌年度から2年間 1/2 減額)の3年間延長
- ③首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税 の特例措置(課税標準5年間 2/3 に軽減)の1年間延長
- ④熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置
 - 住宅ローン減税の適用の特例
 - ・ 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例
 - 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
 - ・ 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
 - 建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
 - 被災自動車に係る自動車重量税の特例
 - 被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例

など

3. 地球温暖化対策の推進等

- ①内航運送又は一般旅客定期航路事業の用に供される軽油又は重油、鉄道事業の用に供される軽油、国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料に係る地球温暖化対策税の 還付措置を3年間延長
- ②船舶に係る特別償却及び買換特例の拡充・延長(法人税・所得税)
 - ・ 環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る特別償却制度(18%等)について、要件を一部見直した上、拡充及び2年間延長
 - 環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る買換特例(圧縮記帳 80%)について、要件を一部見直した上、3年間延長
- ③港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置 (圧縮記帳80%)について、要件を一部見直した上、3年間延長(所得税・法人税)
- ④低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3 等に軽減)について、要件を一部見直した上、2年間延長

平成29年度国土交通省税制改正

説 明 資 料

長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(法人税等)

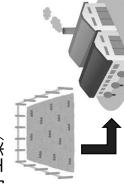
デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため、長期保有(10年超)の土地等を譲渡| 長する。 新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税の繰延べを認める措置を3年間延

施策の背景

- 企業の所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編、確実な国内設備投資を喚起し、 **企業の生産性向上・産業の空洞化防止**を図ることが、 喫緊の課題
- 参考:【経済財政運営と改革の基本方針2016(H28.6.2 閣議決定)】「投資や**円滑な買換の促進**等、中心市街地の**土地・資産の流動性を高める方策を講ずる**。 土地取引の活性化により**土地の有効利用等を促進**することが、デフレ脱却・内需拡大に不可欠
- 土地の流動化を通じた**不動産ストックの価値向上**を図り、ひいては**都市の競争力強化、地域活性化**を実現することが、経済再生、地方創生のために必要 く事業用資産の買換え特例の適用状況>
 - 【地域別に見た適用実績(件数ベース)】 【資本規模別の特例適用実績(法人数ベース)】
- 1億円以下 億角超 出典:「平成26年度 租税特別措置 の適用実態調査の結果に関する報

三大都市圏外→三大都市圏内 ■三大都市圏内→三大都市圏内 □三大都市圏外→三大都市圏外 □三大都市圏内→三大都市圏外 こおける資産取得 三大都市圏外 6.7% 13.3% 出典:国土交通省・経済産業省アン ケートにより把握した平成26年度、 27年度の適用実績を元に作成

<具体的な活用事例> (化学工業) 遊休土地(50年超保有) 工場用建物等 所在地 | 東京都等 広島県 所在地 用涤



特例適用法人の約3/4が中小企業 190回国会報告)」より作成

適用実績の8割以上が地方関連

鉄道関係(機関車の買換特例)

アベノミクスの効果が地方へと波及する段階での役割大 中小企業の設備投資等の促進による生産性向上に寄

業務の効率化等により生み **売** 地 本 分割・民営化以前に更新投資がほとんど行われなかったこと等から、老朽化車両の取替等を進めることが喫緊の課題 道貨物輸送の大部分を担っているJR貨物については、国鉄の

土地の売却益で貨物用電気機関車を購入

貨物用機関車購入

要望の結果

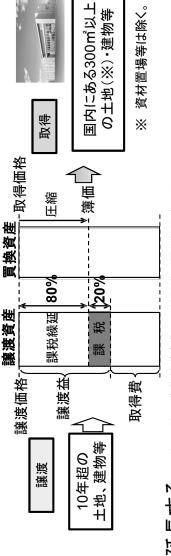
特例措置の内容

【法人税·所得税】

を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、 10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産 80%(一部25%・70%)の課税繰延べ

眠

注)ただし、貨物鉄道事業用の機関車は電気機関車に限る。 現行の措置を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。



Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長 (登録免許税-不動産取得税)

JJート及びSPCが不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置を2年間延長する。また、不動産取得税について、 ヘルスケア施設及びその敷地についても適用の対象とする。

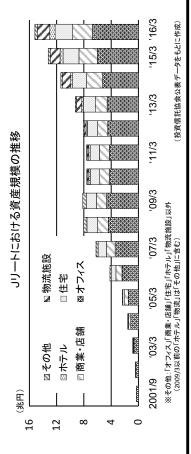
施策の背景

の積極的な推進が必要であるが、国の財政状況は厳しく、民間の資金・アイデア 地域経済の活性化や国際競争力の強化に向けた都市基盤の整備・まちづくり の活用が必要 O

不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促すことにより

- ①**地域経済の活性化**や国際競争力の強化にも資する**優良な都市ストックの形成**
- ②有力な買い手として機能するなど、透明性の高い適正価格での取引の推進に よる資産デフレ脱却
- ③ヘルスケアリートの発展による、地域の高齢者向け住宅の供給拡大や、日本 版CCRCの推進等を通じた**地域経済の活性化**

.不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズ の増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を 促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き 家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定 評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い 2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 氷円に倍増することを 〇日本再興戦略改訂2016(平成28年6月2日閣議決定)



要望の結果

を促進

特例措置の内容

※資産流動化法に基づく特定目的会社 OJJート及びSPC※が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減(本則 2% → 1.3%) [不動産取得税]課税標準から3/5控除

〇現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する ○不動産取得税の対象に、ヘルスケア施設※及びその敷地を追加する。

<Jリート箒の仕組み>

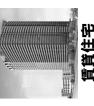
金融機関

投資家

田

税負担の軽減 取得に係る





田命



資産運用

資産運用

ポートの

会社等





ホテル・旅館

ヘルスケア施設

※有料老人ホーム等

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の創設•拡充等

(登録免許税-不動産取得税)

不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、特例事業者が取得する不動産に係る現行の特例措置を拡充の上、 2年間延長するとともに、新たに創設する小規模不動産特定共同事業(仮称)等において取得される不動産に係る特例措置を創設する。

施策の背黒

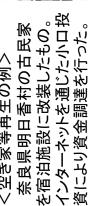
動産特定共同事業法の仕組みを一層活用し、さらなる民間不動産投資を誘発することが必要 地域活性化及び都市機能の向上を図り、またデフレからの脱却を完全なものとするため、不

- (例)リノベーションによる介護・宿泊施設等の整備、公的不動産を活用した事業への拡大 不動産特定共同事業の活用ニーズの拡大
 - 地方都市での耐震化の促進等を加速することが必要
- 地方創生等のための新たな不動産投資ニーズへの対応
- (例)増加する空き家・空き店舗の再生、迅速な投資判断を求める投資家

小口投資の活用、スピードアップ等新たなニーズに対応した新たな仕組みが必要

石川県小松駅前の百貨店跡地 立大学等を含む複合施設を開 にホテル、子育て支援施設、 く地方都市での活用例>







-|不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、<u>クラウドファンディング</u> 等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、(中略)に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す 〇日本再興戦略2016(H28.6.2閣議決定

要望の結果

特例措置の内容

不動産特定共同事業法上の特例事業者が取得する不動産について 下の措置を講じる。 【登録免許税】税率軽減(移転登記:2%→1.3%、保存登記:0.4%→ 0.3 % 不動産取得税】課税標準から1/2控除

- 現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長するとともに、以下の要件の見直しを行う。
- ・「特定建築物(特定家屋)」の定義の見直し(耐震基準の追加)
- 新たに創設する事業において取得される不動産に係る特例措置を創設する
 - 限定された投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業※2 小規模不動産特定共同事業(仮称)※

※不動産の再生等 金融機関 投資家 く不動産特定共同事業の概要 共同事業者※ 不動産特定 不動産の 師 鉱 取得に係 る税負担

一定規模以下とする予定 出資総額1億円以下等

届出のみにより事業実施を可能とする予

土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税

人口減少下においても土地に対する需要を喚起し、土地の流動化を通じた有効利用等の促進を図るため、土地の所有権移転登 記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

2.5 0.5 ₩ 8 26 ■■ 課税対象となる登記件数 24 【登録免許税の税率と登記件数の推移】 22 **■** 党科 土地取引件数増加 20 18 16 ſ 14 税率の引下げ 12 **小**及10 (万件) 130 120 110 100 90

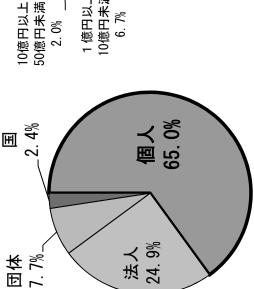
土地購入者の約7割が個人 (件数ベース)

【土地取引の内訳】

| 土地を購入する法人の約9割が資本金 | 1億円未満の中小企業(件数ベース)

100億円以上

50億円以上100億円未満



億円未満

85. 7%



資料:国土交通省「土地保有移動調査(平成26年取引分)」

資料:法務省「登記統計」



取得時の負担を軽減することで土地に対する需要を喚起し、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活 性化を図ることにより、デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】土地の所有権移転登記等に係る税率を軽減

結

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

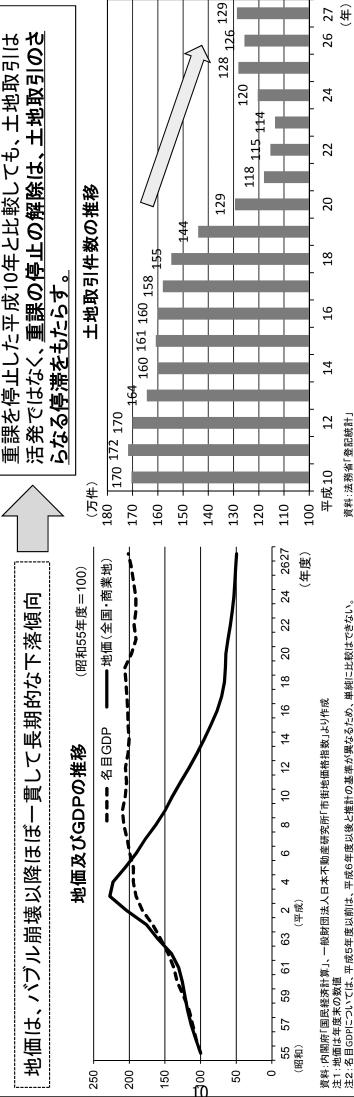
本則	%7	0.4%	
特例	1.5%	0.3%	
対象	所有権移転登記	信託登記	

土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長 (所得税•法人税•個人住民税•法人住民税)

土地の流動化を通じた土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、個人又は法人が土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 追加課税制度(重課)の停止期限を3年間延長する。

施策の背景

地価は、バブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向



要望の結果

特例措置の内容

土地譲渡益に特別税率が課される重課制度の停止 【所得税·法人税·個人住民税·法人住民税】 平成10年より課税停止中

畎 쐒

課稅停止期限を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。

法人重課制度

短期(5年以下)所有土地の場合:通常の法人税率+10%

₩

27 56

2% :通常の法人税率+ 長期(5年超)所有土地の場合

個人重課制度

- ・譲渡益の52%(所得税40%+住民税12%)
- ※個人の不動産業者等が短期(5年以下)所有土地を譲渡した場合の事業所得等が対象、

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (トン数標準税制)の拡充•延長(法人税•法人住民税•法人事業税)

我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送 の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。このため、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する 定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充するとともに、現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を| ることができる柔軟な仕組みを導入した上で、適用期間を5年間延長する。

施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、<u>貿易量の99.6%を海上輸送</u>に、そのうち¦【海洋基本計画(平成25年4月閣議決定)(抜粋)】 64.0%を日本商船隊に、それぞれ依存。
- 日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化。 このような中、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、

トン数標準税制による日本船舶を中核とした安定的な国際海上輸送の 確保を通じた経済安全保障の早期確立が不可欠。

【海洋基本計画(平成25年4月閣議決定)(抜粋)】 「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る。」

要望の結果

特例措置の内容

対外船舶運航事業者(※)が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の 認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。 【法人税·法人住民税·法人事業税】

- 1) 日本船舶
- 準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する
 - 一定の要件を満たした船舶)

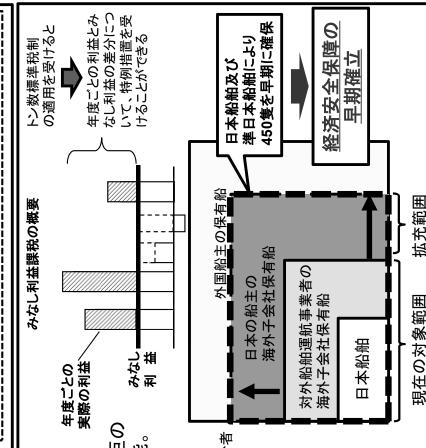
(※)本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業を営む者

結果 5年間延長(平成30年度以降の適用)

<u>準日本船舶の対象範囲の拡充</u> 日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満 たした船舶にまで対象を拡充。_(海上運送法を改正し必要な措置を講じる)

|② 日本船舶の確保の目標の柔軟化

現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増 加を図ることができる柔軟な仕組みを導入。



際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税-都市計画税) 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長

(固定資産税-都市計画税)

我が国の産業競争力の強化、国民の雇用と所得の維持・創出を目指すため、国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標 準の特例措置及び資源・エネルギ一等の輸入拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

国際コンテナ戦略港湾等

格紙の背唱

- 寄港が減少し、我が国全体の産業立地競争力の低下が懸念 コンテナ船の大型化等により、我が国港湾への基幹航路の
 - そこで、港湾コストの低減等により港湾の国際競争力を強化 するため、港湾運営会社制度による<u>港湾運営の効率化</u>に取 り組んでいるところ
- こうした港湾運営会社の取組を推進するため、高能率な荷さ ばき施設の整備の促進に向けた支援が不可欠

く政府方針への位置づけ

- ・「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定
- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定

要望の結果

【固定資産税·都市計画税】 特例措置の内容 際戦略港湾等の港湾運営会社が取得したコンテナ荷さば 設等の課税標準を、取得後10年間、以下のとおりとする。

HU

- 1)国際戦略港湾⇒価格の1/2
- コンテナ取扱量等の要件を満たす国際拠点港湾→価格の2/3

쐒

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)

延長する。

クレーン コンドナ窓

国際バルク戦略港湾

施策の背黒

- するためには、企業間連携による大型船を活用した共同輸 送を促進し、効率的な海上輸送ネットワークを形成することが 穀物、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な調達を
- ばら積み貨物(バルク貨物)の輸送の拠点となる港湾において 高能率な荷さばき施設の整備を促進し、荷役に要する時間を 短縮することにより、大型船を活用しやすくすることが重要
 - 高能率な荷さばき施設の整備の促進に向けた支援が不可

く政府方針への位置づけ

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

要望の結果

特例措置の内容

(固定資産税・都市計画税

いて整備される荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間、価格 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭にお

眯 夞

 $\widehat{\Box}$ 現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31 延長する。





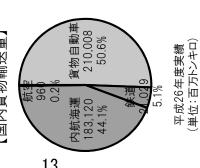
泊地、航路

(中小企業投資促進税制)の延長等 (所得税・法人税・法人住民税・事業税) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度

我が国の国民生活、経済活動を支える国土交通関係の中小企業の生産性向上等を図るため、中小企業者がトラック(車両総重量3. 5t以 上)、内航貨物船、機械装置等を取得した場合に特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用期限を2年間延長する。

- 事業者は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活 ○トラック運送事業者や内航海運事業者といった国土交通関連 及び経済活動に重要な役割を果たしている。
- その大半を投資余力の小さい中小事業者が占めており、 その経営基盤の強化や生産性向上を図るため、設備投資の促進 を図ることが重要

[国内貨物輸送量]



【事業者数及び従業員数】

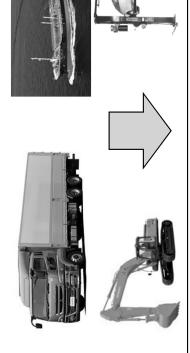
	貨物自動車	力 引 加
事業者数	62,637	3,040
従業員数	185万人	8.8万人

トラック・内航海運の経営状況】

全産業 平均	3.5%
内 お お (オーナー)	1.1%
トラック運送業平均	-2.3%
	営業利益率 (営業利益/売上高)

政策の回標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進



- 国民生活及び経済活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、 そのコスト削減及び生産性向上に寄与
- 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、中小企業の景気回復 及び日本経済の活性化に寄与

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除 (対象設備:トラック、内航貨物船、機械装置等)

畎 夞

- 上記の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長
- 従来の上乗せ措置については、対象設備を拡充の上、新たに創設される中小企業経営強化税制で措置

※従来、中小企業投資促進税制でも対象となっていた「器具・備品」についても、新たに創設される中小企業経営強化税制で措置

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長(所得稅・法人稅・登錄免許稅・不動産取得稅・固定資産稅・都市計画稅)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市 原則1ha以上 ※事業区域面積 再生事業)に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

東京だけでなく日本全体で都市再生を推進するため、引き続き民間都市再生事業に対して都市再生促進税制による支援が必要 東京オリンピック・パラリンピックで世界から注目が集まることを契機に我が国の都市の国際競争力を一段と強化するとともに、

要望の結果

特例措置の内容

都市再生緊急整備地域

3割増償却 【所得税•法人税】5年間

建物の保存登記について本則0.4%を0.35%に引き下げ 【登録免許税】

課税標準から1/5を控除 不動産取得税]

【固定資産税・

上記を参酌基準とし、1/10~3/10の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除)

(上記を参酌基準とし、1/2~1/10の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減) 課税標準を5年間3/5に軽減 都市計画税】

特定都市再生緊急整備地域

5割増償却 【所得税·法人税】5年間

【登録免許税】

[不動産取得税]

[固定資産税・

建物の保存登記について本則0.4%を0.2%に引き下げ 課税標準から1/2を控除

上記を参酌基準とし、2/5~3/5の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除) 課税標準を5年間1/2に軽減

(上記を参酌基準とし、2/5~3/5の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減) 都市計画税]

東京都・川崎市(都県跨吉)(「地域 羽田空港南·川崎殿町·大 さいたま市 (1地域) 千葉市、柏市(4地域) 品川駅-田町駅周辺 横浜市、川崎市(予数 三口市 (1名類) 相模原市ほか計3市(3地域) 名古屋市 (3地域) 名古屋駅周辺·伏見·栄 札幌市(1地域) 東京都 (8地域) 仙台市(2地域) 横浜都心-臨海 東京都心·臨海 新宿駅周辺 渋谷駅周辺 池袋駅周辺 札幌都心 大阪駅周辺·中之島·御堂筋周辺 大阪コスモスクエア駅周辺 大阪市、堺市ほか計6市 都市再生緊急整備地域一覧 浜松市(1地域) 静岡市 (1地域) 都市再生緊急整備地域(都市名) **59地域** 京都市ほか計2市(3地域) 特定都市再生緊急整備地域 13地域 岐阜市 (1地域) 高松市(1地域) 神戸三宮駅周辺·臨海地域 経成 広島市、福山市 (2地域) 那覇市 (1地域) (二名)類(番川市 福岡都心 (お英名) 田二十

畎 夞

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る特例措置の延長

(固定資産税-都市計画税)

都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して、都市鉄道の機能の高度化を図ることが必要 00
- そのためには都市鉄道等利便増進法(H17.8施行)のスキームを活用し、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道 事業者などの利害を調整して、当該法に基づき計画されている各プロジェクトを円滑に進めていく必要があり、国等による助成に加え、本特例措置 こよる支援が必要不可欠

施策の回的

都市鉄道等利便増進法に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワーク の機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により、都市 鉄道等の利便を増進させる。

(現在、整備が進められている事業)

- らる神奈川東部方面線
- ・相鉄・JR直通線(西谷~羽沢間)
- 二俣川⇒新宿間(所要時間59分⇒44分:15分短縮)
 - •相鉄•東急直通線 (羽沢~日吉間)
- 二俣川⇒目黒間(所要時間54分⇒38分:16分短縮)

要望の結果

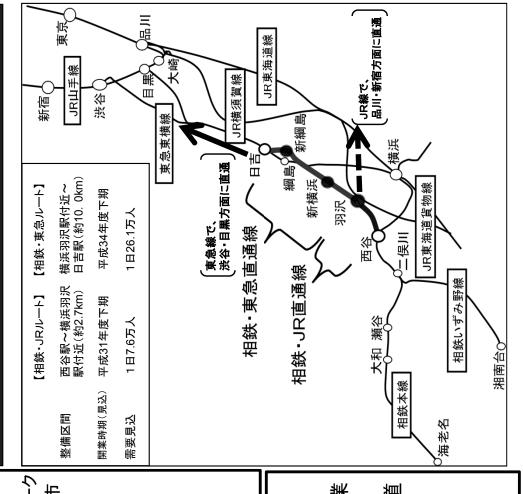
特例措置の内容

固定資産税】都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業 (速達性向上事業) により取得したトンネルを非課税とする。 都市計画税】都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道 利便増進事業(速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業)により取 得した鉄道施設等の課税標準を5年間2/3に軽減する。 固定資産税、

結 無

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

神奈川東部方面線(相鉄~JK・東急直通線)



民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりの推進のための所要の措置(相続税・固定資産税等)

管理の促進のための措置の充実にあわせ にる。 間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するために必要な税制上の措置を講| 緑地やナープンスペースの設置・ 都市農業の多様な機能の発揮及び都市農地の保全や、 此

市民公開緑地(仮称)の認定制度の創設に伴う特例措置の創設

生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充

施策の背景

- 市街化区域内農地は生産緑地制度により保全 ※三大都市圏特定市の生産緑地地区は概ね維持 |5,109ha(H4)→13,341ha(H26)
- 民有緑地の減少が続く中、小規模な農地も生産緑 地地区の対象とL保全を図る必要
- 回り生産緑地地区が解除されることへの対応が必要 農地所有者の意思に反して規模要件(500㎡)を下

相続の発生による買取り申出 凶 500㎡を下回り生産緑地地 の解除(道連れ解除)

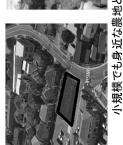
都市農業振興基本計画(抜粋) 平成28年5月13日閣議決定

₱生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について・・・必要な対応を行う。 意思に反

生産緑地地区の面積要件の見直し

団の農地の運用改善

公共施設の設置(道路)





小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮



公共収用等の理由で面積要件を下回ることとなる 生産緑地地区の保全を可能に

要望の結果

生産緑地地区の面積要件の緩和等に伴い、新たに対象となる小規模な農地 こも生産緑地地区に係る税制措置を適用す

生産緑地地区内の農地における税制上の措置

固定資産税】農地評価及び農地課税 【相続税】納税猶予制度の適用

施策の背黒

防災性の向上への寄与等、良好な 住環境やビジネス環境の形成に不 都市における篠地・ナープンスペー 空間の創出、美しい景観の形成、 スは、ゆとりやうるおいをもたらす



業だけでは今後の改善は期待できな 地域では、財政制約等から地方公共 団体による用地取得を前提とした事 都市部の未だ都市公園が不足する



民間活力を活用した都市の魅力向上に資するオープンスペースの 整備・管理に係る取組を支援

要望の結果

市民公開緑地(仮称)の認定制度の創設に伴う特例措置を創設する。

市町村が指定する民間主体が認定を受け設置管理する住民利 内容:【固定資産税•都市計画税】

用に供する緑地等の敷地について、課税標準を最初の3年間、 2/3を参酌して1/2~5/6の範囲内で条例で定める割合とする。 期限:2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)

航空機燃料税に係る特例措置の延長(航空機燃料税、航空機燃料譲与税)

- 地方航空ネットワークは、航空機燃料税の軽減措置により一定の回復が図られているものの、いまだ十分な水準に 達していない。
- このため、航空各社においてコスト削減や訪日観光客の取り込み等の取組を引き続き進めるとともに、軽減措置を 平成29年度から3年間延長し、地方航空ネットワークの維持・強化を図る。

要望の結果

特例措置の内容

【航空機燃料税】

航空機燃料税の税率を軽減

平成22年度以前

現行(平成23~28年度)

18,000円/*-1汽

26,000円/キョドボ

9,500円/キージ

特定離島路線

本三

沖縄路線

13,000円/*-- 以

軽減

13,500円/*-1流

改正(平成29~31年度)

18,000 用/4-1沿 13,500円/4-1沿

延長

2,0000円/4-1沿

【航空機燃料譲与税】 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する割合を引き上げ (2/13 → 2/9)

畎

現行の措置を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。

コスト削減や訪日客取り込み等の取組 航空会社による



航空機燃料税の特例措置の継続

も 石 覧 印 ネットレークの 維 帯・猫 介 に よる 利用者利便の向上

JR北海道・JR四国およびJR貨物が国鉄から承継した資産に係る課税標準の特例措置(承継特例)の延長 JR北海道・JR四国の事業用固定資産に係る課税標準の特例措置(二島特例)の延長

(固定資産税•都市計画税)

JR北海道、JR四国およびJR貨物に係る固定資産税等の特例措置の期限を5年間延長する。

二島特多

承额特例

施策の背景

国鉄民営化に伴い、JR北海道及びJR四国に対し、

- ① 会社の経営を安定させることは、<u>地域住民の交通の確保</u> を図る等、大きな意義を有すること、
- ② 長期債務を承継させず、<u>経営安定基金を設ける等の特別</u> 措置を国が講じることとされたこと等を踏まえ措置

国鉄民営化に伴い、JR北海道、JR四国及びJR貨物が新たに固定資産税の課税対象となるに当たり、<u>税負担の急がでです。</u>

- | 増を緩和するため措置
- ※ 国鉄の納付金算定標準額:1/2

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税·都市計画税】

コR四国及びコR貨物が旧国鉄から承継 した固定資産について、課税標準を3/5に軽減する。 して光海道、 茶り くは利用する事業用固定資産について、課税標準を1/2に 又は借り受け、 いR北海道及びいR四国が所有し、 軽減する。

【固定資産税·都市計画税】

特例措置の内容

連乗資産は3/10

鉄道事業用固定資産 (国鉄から承継した資産) | 国鉄から承継した病院、診療所等

쏾黑

他から借り受けるもの)

鉄道事業用固定資産

国鉄から承継した資産

鉄道事業用固定資産

鉄道事業用固定資産

現行の措置を5年間(平成59年度分~平成33年度分) 延長する。

結無

現行の措置を5年間(平成59年度分~平成33年度分) 延長する。

入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物を現行の携帯品免税制度の対象へ追加

(関税-内国消費税)

入国旅客の利便を向上させるための施策として、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物を現行の携帯品免税 制度の対象へ追加する。

施策の背景

・従来、外国で購入していた免税品について、到着時免税店において購入できるよう措置することにより、入国旅客の利便の向上 等を図る。

- 〇「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたくなる日本へ-」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)(抄) ・コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討
- 〇「観光ビジョン実現プログラム2016-世界が訪れたくなる日本を目指して-」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016) (平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議)(抄)
- コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。【新規】
- 〇「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)
 - ・到着時免税店制度について研究検討を行う。

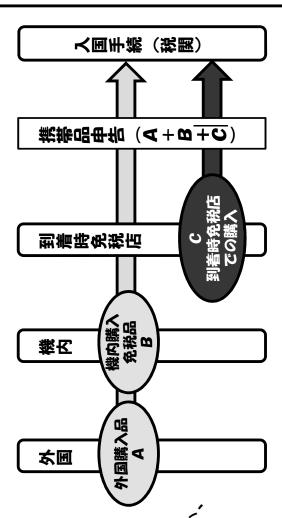
要望の結果

【関税・内国消費税】 入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する 外国貨物について、携帯品免税制度(※)の対象として 関税・内国消費税を免除する。

※旅客が海外で購入した物品を携帯して入国する際に、 関税・内国消費税を一定の範囲で免税する制度。

、酒類3本、外国製たばこ1カートン、国産たばこ1カートン等のほか 計額20万円まで(1万円以下のものは20万円の枠外で免税)

入国旅客の免税品購入の流れ (イメージ)



訪日外国人旅行者に酒類製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

消費税が免税となる輸出物品販売場の許可を受けた酒類製造場において、訪日外国人旅行者へ販売する酒類について、消費税に加え 酒税を免税とすることにより、地方における酒蔵ツーリズムを振興し、もって日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図る。

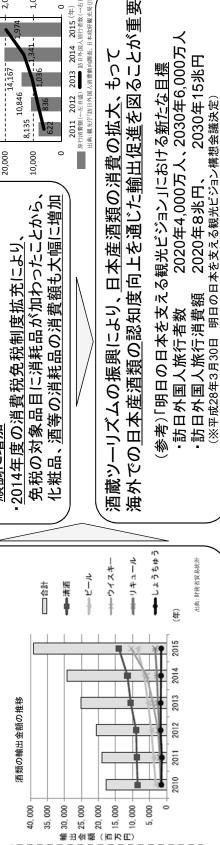
第2・Ⅳ・(2)・v) クールジャパソの推進 **「日本再興戦略2016」**(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

日外国人旅行者等に対する酒蔵ツーリズム等のプロモーションの充実や免税店制度の活用、地理的表示制度の活用による付加価値の向上等を図るとともに、関係省庁やJETROに <u>日本産酒類について</u>は、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」の下で、日本食等と併せ、在外公館や国内外における多様な人的ネットワークやコンテンツ等を活用した情報発信、<u>訪</u> よる販路拡大支援、輸出先国における環境整備等の課題を整理した上で政府一体となって取り組む。

施策の背景

日本産酒類の輸出促進に向けた現状と課題

- 日本産酒類の輸出促進に向け なる390億円と過去最高を記錡 2012年(206億円)の2倍近くと 2015年の酒類の輸出金額は、 て取組を進めてきた結果、
 - もらい、世界に知られていない 今後、日本産酒類の輸出拡大 を目指す上で、外国人に全国 .日本の酒」の魅力を知っても 各地で「日本の酒」を体験して らうことが必要



叵 好調な訪日動|

訪日外国人旅行者は、2015年1,974 万人に達し ||雷調||二増加

3,000

4,000

旅行消費額と訪日外客数の推移

40,000(億円

30,000

2,000

14,167

10,846

8,135

10,000

1,000

免税の対象品目に消耗品が加わったことから、 化粧品、酒等の消耗品の消費額も大幅に増加 2014年度の消費税免税制度拡充により

出典:観光庁「訪日外国人消費動向調査、日本政府観光局(JNTC 2011 2012 2013 2014 2015 (年) 酒蔵ツーリズムの振興により、日本産酒類の消費の拡大、 旅行消費額(*

- 参考)「明日の日本を支える観光ビジョン」における新たな目標
- 2020年4,000万人、2030年6,000万人
 - 2030年15兆円 ※平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定 2020年8兆円、 訪日外国人旅行消費額

酒類購入

要望の結果

酒税を免税とする制度を創設する。

対象者:訪日外国人旅行者

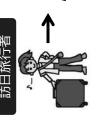
所:輸出物品販売場(※)の許可を受けた酒類製造場(酒蔵

非居住者に対して一定の物品を所定の手続きで販売する 場合に、消費税が免除される販売場(消費税法第8条

地方の涵蔵シーリズムの振興

:洒類(日本産酒類の全品目が対象

ᇤ







日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進 地方における外国人旅行消費の拡大

長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充(所得税・固定資産税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成を促進するため、長期優良住 宅化リフォームに係る特例措置や省エネ改修の適用要件の合理化などの措置を講じる。

施策の背景

- 〇 平成28年2月、<u>増改築による長期優良住宅の認定基準</u>を制定 (新築の長期優良住宅については、平成21年6月より認定制度を運用)
- また、省エネに関する既存住宅の性能評価基準も併せて制定され、省エネ改修による 質の向上を性能評価という手法で判断することが可能に(これまでは工事内容で判断) O
- ⇒ リフォーム税制を拡充し、 既存住宅の長期優良住宅化リフォームや省エネ改修を促進

住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)

「<u>耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化</u> リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームに よる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進」

日本再興戦略2016(平成28年6月閣議決定)

「<u>省エネ化や長期優良住宅化リフォームへの支援</u>等を 行い、既存住宅の質の向上を進める」

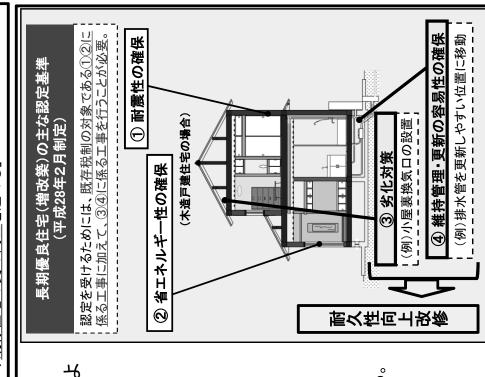
要望の結果

- 〇耐震改修・省エネ改修に加え、**耐久性向上改修をリフォーム減税の対象**とすることによ り、長期優良住宅化リフォーム減税を創設
- →耐久性向上改修工事(※)を行って**既存住宅の長期優良住宅の認定**を受けた場 台、**所得税・固定資産税**について、以下の措置を講じる。

特例措置	最大50万円税額控除	最大62.5万円税額控除	2/3減額
税目	自己資金による場合	ローンを利用する場合	[資産税(工事翌年度)
		四种化	固定

(※)耐久性向上改修工事以外の工事要件は各特例措置によって異なる。

- 〇省エネ改修(所得税)について、適用要件を合理化
- ※現行の必須要件:「全ての居室の窓全部の断熱改修(全窓要件)」
- →住宅全体の省エネ性能(断熱等級4など)を改修により確保した場合を追加



買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場を活性化するため、買取再販事業者が既存住宅を買い取って一定の質の向上を図る改修工事を 行い、 再販売する場合に、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を2年間延長する。

ライフステージに応じた住宅の無理のない負担での確保

- 貯蓄は低下傾向であるとともに、各世帯がニーズにあった 広さの住宅に住めておらず、居住人数と住宅の広さにミス 住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収及び平均 マッチが発生
 - ない負担で確保できるようにすることが必要であり、既存 そのため、国民がライフステージに応じた住宅を無理の 住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化が重要

既存住宅流通シェアの欧米諸国と比較

我が国の住宅投資に占めるリフォーム

リフォーム市場の現状

シェアは、欧米諸国と比較すると低い水準 全住宅流通量に占める既存住宅流通量



【住宅投資に占めるリフォームの割合の国際比較、12年】 の割合は欧米諸国と比較して小さい イギリス フランス 53.0% 55.7% -28:3% %09 %08 40% 20% %

日本再興戦略2016 (平成28年6月2日閣議決定)

- ●「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」
- ・2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増する。 ・2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増する。

買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、既存住宅の質に関して消 費者に一定の安心感を与えるものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待

要望の結果

特例措置の内容

【不動産取得税】買取再販事業者が既存住宅を買い取って一定の質の向上を図るための 改修工事を行った後、その住宅を再販売する場合に、築年数に応じて以 下の金額に税率を乗じた額を減額

リフォーム工事(一定の質の向上)※	不動產登録免	所有権移転登記:
リフォーム工事	· 不動產取得稅 · 登録免許稅	住宅の築年月日に応じ、一字銘をは招い
		: :
١		

金額(万円) 1,200 1,000 450 420 350

築年月日

平成9年4月1日~

買

【買取再販事業のイメージ】

重取得税

I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	所有権移転登記: 0.1 (本則2%、一般住宅 (H28.4.1∼H30.3.3.3	
• 登録免許税	住宅の築年月日に応じ、 一定額を減額(最大36万円) (H29.4.1~H31.3.31)	

特例0.3%)

%

※耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

Ī	R	K	4
Ì	ï	١	۱
ŀ	ı	_	ı
Ę	į	Ī	4

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

昭和56年7月1日~昭和60年6月30日 昭和51年1月1日~昭和56年6月30日

昭和60年7月1日~平成元年3月31日 平成元年4月1日~平成9年3月31日

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(固定資産税-不動産取得税)

高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供 給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要

2005(H17) 2010(H22) 2015(H27) 2020(H32) 2025(H37) 資料:社会保障国民会議サービス保障(医療・介護・福祉)分科会(第8回) 2.5% 0.9% | 4.4 % 住宅系 給者に対する介部 3.7% 施設系 3.5% 2.5% 日本(2005) 英国(2001) 米国(2000)

(参考)政府計画における位置づけ

- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、**介護** 医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現
- O まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じた**サービス付き高齢者**
- **向け住宅等の供給促進**や「生涯活躍のまち」の形成
- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 4%(平成37年度) 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅 **の割合 90%**(平成37年度)

0

「ニッポンー億総活躍プラン」 (H28.6.2閣議決定)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」 及び総務省「平成17年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

〇 2020年代初頭までに 介護基盤の整備拡大量:50万人分以上

(サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む)

○ サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等<u>の</u> .略2016 (H28.6.2閣議決定)

(出典:介護保険事業状況報告)

H21.3 H22.3 H23.3 H24.3 H25.3 H26.3

3,323 3,265 3,404 3,699 3,962

4,000 3,000 2,000

■高齢者がいるその

一个の他の甘帯

3,299 3,402

687

651

3,564

582

540

386 465

3,000

2,000

1,000

□高齡者夫婦世帯

65歳以上の要介護者数の推移 長介護状態にある高齢者は増

の推進等により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり (スマートウェルネス住宅・シティ)を推進

○ サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保

要望の結果

特例措置の内容

固定資産税】 5年間、税額を1/2~5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準:2/3)

家屋:課税標準から1,200万円控除/ 戸 不動産取得税

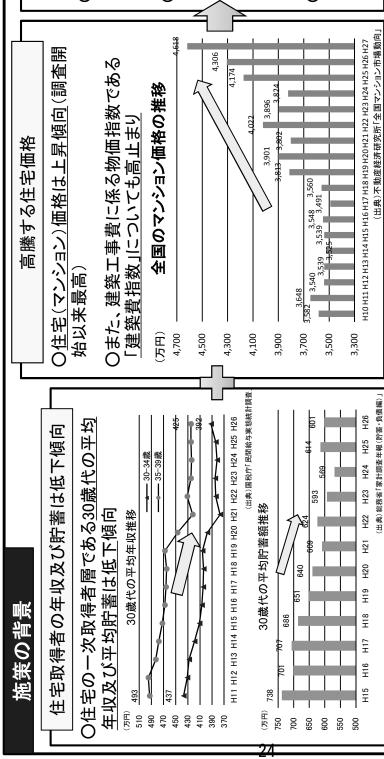
土地:税額から一定額(家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額)を軽減

畎 鄁

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る 特例措置を3年間延長する。



住宅取得に係る負担の軽減の必要性

- 〇本特例は、住宅取得の初期負担を軽減し、 <u>内需の柱である住宅投資を喚起</u>する観点か ら、<u>60年以上にわたって措置</u>
- ○結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世 帯が、<u>必要とする質や広さの住宅</u>(民間賃 賞、公的賃貸、持家)<u>に、収入等の世帯の状</u> <u>別に応じて居住できるよう支援を実施(「住生</u> 活基本計画」平成28年3月18日閣議決定)す る必要
- 〇住宅の取得環境が悪化する中、<u>住宅取得に</u> 係る負担軽減措置を引き続き実施する必要

要望の結果

特例措置の内容

【登録免許税】

- 所有権の保存登記について税率軽減(本則 4/1000→特例1.5/1000)
- 所有権の移転登記について税率軽減(本則20/1000→特例
 - 当権の設定登記について税率軽減(本則 4/1000→特例 节

結無

現行の措置を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。

【本特例措置の効果イメージ

- 保存登記:2.5万円軽減(4万円→1.5万円)
- 移転登記: 25.5万円軽減(30万円→4.5万円)
- ・抵当権設定登記:6万円軽減(8万円→2万円)

(※)2,500万円(固定資産税評価額1,500万円、新築建物価格認定基準表額:1,000万円)の住宅を取得(借入額2,000

万円)した場合を想定

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

(所得税•法人税•個人住民税•法人住民税)

良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例 措置(軽減税率)を3年間延長する。

拡策の背景

模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理| 一般的に良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規 任せただけでは十分に供給が進まない。

コスト・リスクの 事業に係る 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成 事業者 用地取得 の円滑化 事業用地 譲渡益課税の 地権者 十巻の

一定の優良な事業(※)を行う民間事業者

等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化 、事業のコストやリスクの軽減を図る。 税制上の特例措置を講じ、

都市再開発法による第一種市街地再開発事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業、都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の住宅地造成事業、 都市計画区域内における25戸以上の住宅又は15戸以上若しくは床面積が1,000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設

の促進、都市の安全性向上

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・個人住民税等】一定の事業のために土地等を譲渡した場合 長期譲渡所得 (2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減

畎 夞

現行の措置を3年間(平成29年1月1日~平成31年12月31日)延長する。(ただし、重課制度は平成31年度末まで課税停止。

		所得税	個人住民税	仙
. •	本則	15%	2%	20%
	特例	10%	%4	14%
	軽減部分	2%	1%	<u>%9</u>

※法人の場合は、重課制度(長期5%、短期10%)が適用除外

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サー ビス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を2年間延長する。

施策の背景

のため、雇用機会を拡大し、定住人口を確保するため、小規模零細な事業者を含めた**民間事業者による投資促進を通じた内発** 半島、離島、奄美群島の各地域は、地理的条件不利性を抱え、<u>人口減**少・高齢化が急速に進展**し、<mark>就業者数が著しく減少</mark>。こ</u> **的発展**を図る必要。なお、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)においても、「離島・奄美等、 半島を含む条件不利地域においては、・・・・・<u>地域産業の振興により定住環境を整備</u>」と明記

ta 対象 地域の特殊性 市町村数	·	戦海 194 ・国土の幹線軸から遠く離れているとい	人工や 人工や 工 人工や 工 人工や 工 人工や 工 人工 人	112 ぷっぱり腐すく風すなが、殴られ、 112 送費用等が他の地域と比較して多	12
要 相拠法名	秋 当 司 当 司 计		一		を養群島 ・振興開発 特別措置法
対象地域の概要 	半島振興対策	果施地域	第 章 市 图 字 年	異胞核状态 果糖苦類	奄美群島
化の進展・就業者数の減少 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●人口増減率(H17~H22) ・全国+0.2%・半島▲5.2%・離島▲9.1%・奄美▲6.1%	● 高齢者比率(H22) ※ ()内はH17からの増減率	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	^(p) ●就業者数の推移(H17~H22) - 半 章 · 217 万 人 → 199 万 人 (▲8 3%)	・全国:6,151万人→5,961万人(▲3.1%)・離島:20.6万人 → 17.9万人(▲13.0%)・電島: 5.5万人 → 17.9万人(▲6.3%)

要望の結果

特例措置の内容

【所得税·法人税】

半島、離島及び奄美群島において取得される工業用機械等について、以下のとおり5年間割増償却

対象業種·償却率

■対象業種

製造業・農林水産物等販売業・旅館業・情報サービス業等

■対象·償却率

・機械・装置:普通償却限度額の32%、

・建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%

點

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)

エコカー減税・グリーン化特例については、以下のとおり見直した上で2年間延長する。

現行 本達成 本5% 本5% 本76 自動車重量税 対象外 ▲40% ▲60% ▲80	平成29・ 30年度 未達成 達成 +5% +10 自動車重量税 対象外 ▲25% ▲50% ▲7	 平成29・30年度 軽減率 ※現行制度のまま EV等※1 ▲75% 2年間延長 ※1 EV等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、フリーンディーゼル乗用車を指し、軽自動車税のグリーン化特例においては、電気自動車、スポズス自動車、スポズス自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車を指す。 ※2 新車新規検査時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる(平成29年度以降はハイブリッド自動車及び軽自動車を除く)。 ※3 乗用車においては、現行制度では、新車新規検査時に免税を受けた車両について、平成29年度は、免税要件を満たし、かつ、平成32年度燃費基準+50%を達成している車両について、それぞれ初回継続検査時も免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時も免税する。重量車においては、新車新規検査時に免税を受けた車両について、初回継続検査時も免税する。 ※4 平成32年度燃費基準達成車については、平成27年度燃費基準+20%を達成している車両のみ50%軽減。
乗用車 乗用車 平成27年度燃費基準 平成27年度燃費基準 平成27年度燃費基準 平成32年度燃費基準 年月日本 中成27年度燃費基準 平成32年度燃費基準	董 29年度 達成 +10% 達成 +10% +20% +30% ※1 目動車取得税 対象外 本20% 本40% 本60% 非課稅 自動車取得税 対象外 +10% 達成 +10% 達成 +10% +20% +20% +40% ※1 申 30年度 主成 +5% +10% 達成 +10% +20% +20% +40% ※1 自動車取得稅 対象外 本20% 本40% 本60% 本80% 非課稅	

軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置

(自動車重量税•自動車取得税)

本年1月の軽井沢スキーバス事故を受け、ハード面の安全対策の一環として、大型バス車両について、先進安全自動車(ASV) 装置に係る既存の税制特例(ASV特例)の対象に車線逸脱警報装置を追加する。

施策の背景

〇本年1月の軽井沢町でのスキーバス事故では、乗員・乗客15名の方が亡くなった。

〇軽井沢スキーバス事故を受けた対策では、 法律・予算・税制を総合的に実施しているところ。

•法律:貸切バス事業許可の更新制の導入など

・予算:ASV装置やドライブレコーダー等の導入促進に向けた支援など

〇ハード面の安全対策の一環として、**車線逸脱警報装置を装備**した大型**バス車**両について、 税制上の特例を講じることにより、装置の普及促進を図る。



要望の結果

以下の税目について、車線逸脱警報装置を装備した車両総重量が 12トン超の新車の大型バス車両について税制特例を措置する。

【自動車重量税】

〇対象車両の自動車重量税について、25%軽減する措置を 1年間(平成29年4月1日~平成30年4月30日)講ずる。

[自動車取得税]

〇対象車両の自動車取得税について、その取得価額から175万円控除する措置を 2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)講ずる。

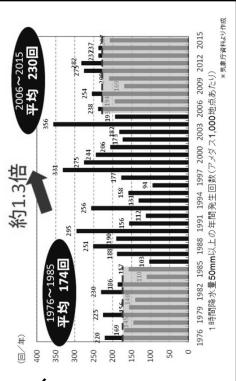


浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充-延長(固定資産税

洪水浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固 定資産税の課税標準の軽減措置について、対象区域を拡充するとともに、3年間延長する。

施策の背景

- 近年、集中豪雨等による浸水被害が多発しており、その中でも、特に地下街等は、
 - ・浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクが大きい
- •浸水が発生した場合、都市•経済活動が機能不全に陥る ため、**避難確保や浸水防止を図ることが急務**である。
- **多発**していることを踏まえ、平成27年水防法改正により、<mark>雨水出水(内水)、高潮に</mark> また、洪水のほか、計画規模を上回る雨水出水(内水)、高潮による浸水被害が 係る浸水想定区域制度が創設された。



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

洪水浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の浸水 防止計画に基づき取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ 換気口浸水防止機)について、最初の5年間、課税標準を1/2~5/6の 範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

結 無

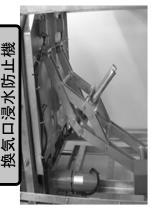
- 対象区域に雨水出水(内水)浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を 追加する。
- 現行の措置を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。





排水ポンプ



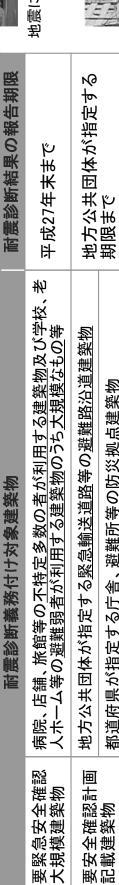


耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)

建築物の耐震改修を促進し、地震発生時の人的・物的被害の軽減を図るため、耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建 築物に係る税額の減額措置を3年間延長する。

施策の背害

- 南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれが あるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題
- 平成25年に改正された耐震改修促進法により、不特定多数の者が利用する大規模建築物等(※下 表)の所有者に対し、耐震診断の実施・結果の報告を義務付け





一方で、耐震改修には多額の費用負担を要するところ、予算措置に加え、耐震改修を早期に実施 築物の耐震改修工事が多く行われることが見込まれる。 するインセンティブを与えることが必要



地震により倒壊した大規模建築物



倒壊し避難路を塞いだ建築物

要望の結果

特例措置の内容

[固定資産税]

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したもの こついて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度

結無

現行の措置を3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した 償却資産に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、より多くの利用者の安全の確保の観点に加え、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等 の公共的な機能も考慮し、利用者の多い駅や路線を中心に鉄道施設のより一層の耐震補強を推進するため、特例措置を1年間 延長する。

施策の背景

- ため、同大震災以降、柱に鋼板を巻く等の耐震補強を、全国の主要ターミナル 〇阪神淡路大震災では駅や高架橋などが大きく破壊し倒壊する被害が発生した 駅等において優先的に進めてきたところ
- 〇一方、首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度 などの観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっており、平成25年 4月に両地震に備えるため、耐震補強の実施について努力義務を課す省令を 新たに施行し、耐震補強を推進しているところ

要望の結果

特例措置の内容

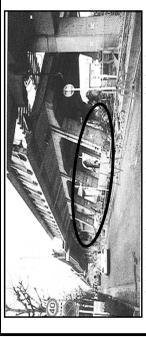
【固定資産税】首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した 鉄道施設について、課税標準を5年間2/3に軽減する。

 (首都直下・南海トラフ地震で震度6強以上想定地域等における以下の施設。	乗降客1日1万人以上の駅	片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等	緊急輸送道路と交差・並行する高架橋等
	馬	9.女 经自	於 百日

然 甲

現行の措置を1年間(平成29年4月1日~平成30年3月31日)延長する。

阪神・淡路大震災時の高架橋の被害



高架橋等が大きく破壊し倒壊する被害が発生

東日本大震災発生後の高架橋の被害



鋼板を巻く耐震補強により倒壊の被害なし

主要な鉄道駅の耐震補強(イメージ図)



(所得税、法人税、贈与税、登録免許税、印紙税、自動車重量税、個人住民税、固定資産税等 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置

熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点から、所要の税制上の措置を講ずる。

施策の背景

- 〇現行制度上、災害を受けた者に対しては、国税通則法、災害減免法や各税法により、申告や納付期限の延期や税の減免等 の対応が規定されている。
- ○加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災については、その被害の規模や性質等を踏まえ、特別立法を制定して、追加的な 税制上の対応を行ってきたところ
- 〇こうした災害ごとの個別対応については、きめ細やかな対応が可能であるとの利点があるが、本年4月の熊本地震をはじめ、 災害が頻発していることを踏まえ、これまで特別立法により手当してきた追加的な対応の中で、あらかじめ手当しておくべき対 応について規定を常設化する。

要望の結果

熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点から、以下の税制上の措置を講ずる。

- 〇住宅ローン減税の適用の特例(所得税・個人住民税)
- 〇被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税等)
- 〇住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等(贈与税)
- 〇被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税(登録免許税
- 〇建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税(印紙税)
- 〇被災自動車に係る自動車重量税の特例(自動車重量税)
- 〇被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例(固定資産税・都市計画税)

だな

より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に 資する事業に係る特例措置の延長(地球温暖化対策のための税)

定の運送の用に供する石油製品に係る「地球温暖化対策のための税」の還付措置を3年間延長する。

施策の背景

- 平成24年10月より、エネルギ一起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、「地球
 - 温暖化対策のための税」を上乗せ > 導入にあたっては、税率の段階的引上げを実施
- 輸送部門においては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点及び公共交通機関と <u></u>
 - て国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、還付を実施

要望の結果

特例措置の内容

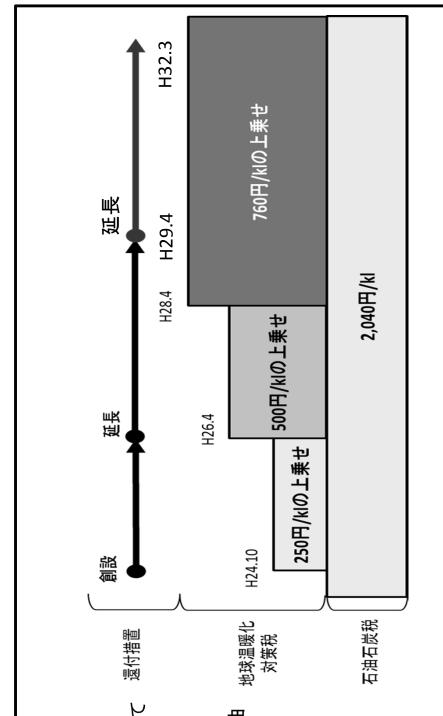
23

【地球温暖化対策のための税】 一定の運送の用に供する石油製品※について 税額を還付

- ※一定の運送の用に供する石油製品
- ・内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
- 鉄道事業に係る軽油
- 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

結 眠

現行の措置を3年間(平成29年4月1日~ 平成32年3月31日)延長する。



海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税) 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長(所得税・法人税)

船舶の特別償却制度

船舶の買換特例

環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、船舶に係る特別償却制度を拡充及び2年間延長する。

環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備を図るため、船舶から 船舶への買換等の場合の課税の特例措置を3年間延長する。

船舶の買換特例

船舶の特別償却制度

- 44%を支える経済活動と国民生活になくてに依存している 〇海運は、我が国貿易の99.6%、国内物流の శృశ్య ឧត្តាស (វស្ស はならない輸送インフラ。
- 強化し、安定的な国際海上輸送を確保する ○環境に優しい先進的な船舶の建造を推進し て、我が国外航海運の国際競争力を維持
- 度までにさらに15%のCO2削減が義務付け。 40内航海運では、「地球温暖化対策計画」(平 成28年5月13日閣議決定)に基づき2030年 この目標の達成のため、省エネ性能の 高い船舶の建造を促進する必要。

内航海運 44.1% 国内の輸送機関別シェア 内航海運における602排出削減目標 重要資源の対外依存度 鉄鉱石 原油 石炭

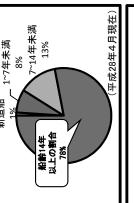


施策の背景

- 盤の脆弱な海運事業者の経営体力強化を図るた 〇内航船舶の7割以上が法定耐用年数を超える老 朽船であり、また、大半が中小企業である経営基 め、効率性が高く、船齢の若い船舶への代替を
- 〇環境負荷低減を図りつつ<u>代替を促進</u>し、計画的か つ安定的に我が国外航海運の船隊の維持・整備 を図り、安定的な国際海上輸送を確保する必要。
- 用の確保のため安定的な船舶投資の確保が必要。 〇我が国の船舶の9割は国内造船所で発注され、経 済波及効果は1兆円であり、地域の経済発展・雇

7~14年未満 1~7年未満, 内航貨物船の船齢構成 内航旅客船の船齢構成 新造船, 船齢14年 以上の割合

新造船



要望の結果

【所得税・法人税】環境低負荷船について、特別償却 特例措置の内容

(外航)日本籍船:18%

内航)高度環境低負荷船:18%

平成29年4月1日~平成31年3 現行の措置を、「航海支援システ ム」を搭載した内航環境低負荷船 ついて18%の特別償却率を適 要件を一部見直した上で、2年間 用させる制度拡充を行うとともに、 月31日まで)延長する。

気象・海象予測情報を活用し、省エネ 運航が可能な航路・船速を提示 環境低負荷船:16% 外国籍船:16%

航海支援システム

要望の結果

【所得税·法人税】 特例措置の内容 船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80% の課税繰延べ

現行の措置を、要件の一部を見直した上で、3年間(平成29年4月 1日~平成32年3月31日まで)延長する。

作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税-法人税) 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る

環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図るため、作業船の買換えに係る特例措置を3年間延長する。

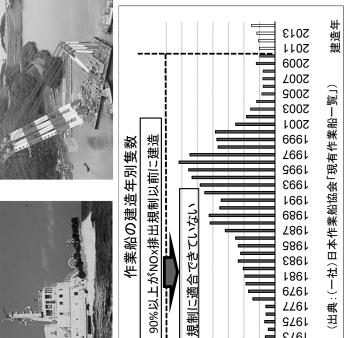
施策の背景

- 〇作業船は、港湾整備、港湾施設の災害復旧や老朽化対策 に不可欠な存在
- 出規制に適合しておらず、また、、老朽化を原因とする事故や 〇既存の作業船の多くは条約による窒素酸化物(NOx)の排 トラブ<u>ルも発生</u>している。
- 環境から買換えが進んでいないため、作業船の買換えを促 〇作業船保有者の90%以上は中小企業であり、厳しい経営 進し、環境負荷の低減及び港湾整備等の円滑な実施を図

8791 1461 **弾似6961**

引忠・革忠 【作業船の例】





250 200 150 100

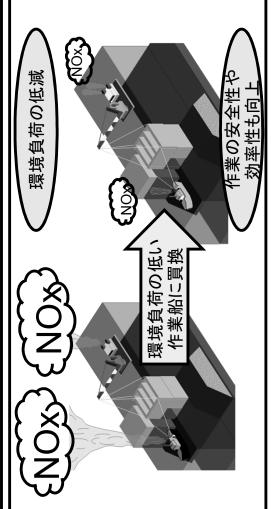
要望の結果

特例措置の内容

保有する作業船を、NOx排出量等の要件を満たす作業船に買い換 えた場合、譲渡益の80%の圧縮記帳を可能とする。 【所得税·法人税】

給 料

現行の措置を、譲渡する作業船の要件を一部見直した上で、 3年間(平成29年4月1日~平成32年3月31日)延長する。

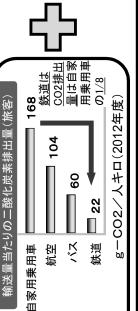


低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税)の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

本特例により地球温暖化対策計画 平成28年5月閣議決定)に沿って、 これまで順調に低炭素型車両の導 入について推進されているところ

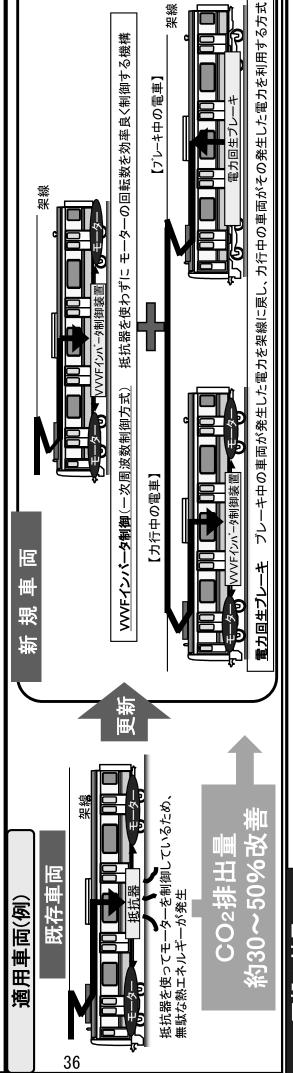


鉄道事業全体の使用電力の 大部分を運転用電力が占め

策のためには低炭素化 等に資する車両の導入 更なるCO2排出削減及 び節電対策・省エネ対 促進が必要不可欠

施策の目標

低炭素化や鉄道利用者の利便性の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。 → 75%(平成30年度 低炭素型車両の導入割合 70%(平成27年度)



【ブレーキ中の電車】

要望の結果

特例措置の内容

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両について、課税標準 5年間2/3※に軽減する。(※中小事業者は5年間3/5) ₩

給 無

現行の措置を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)延長する。

車…VVVFインバータ制御装置(※一部の型式のものを除く)と電力回生ブレーキの双方を 特急用車両等を除く車両のうち、

- 備えた車両への更新
- બં છ
- 気動車…高効率内燃機関を備えた車両への更新 更新以外の車両…新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもので、 上記の要件を備えたもの

※GTOサイリスタ型VVVF制御装置

Ⅳ. 主要項目以外の項目

- 1. 国土交通省主管
 - 〇市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の適用(所得税・法人税等)
 - 〇関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別 償却制度の延長(法人税)
 - 〇三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・ 法人税)
 - 〇都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長 (所得税・法人税)
 - 〇市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・ 法人税)
 - 〇市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定 資産税)
 - 〇雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)
 - ○防災街区整備事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・法人税)
 - 〇防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定 資産税)
 - ○東日本大震災の被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長(所得税・法人税)
 - 〇住宅投資の波及効果に鑑み住宅市場の動向を幅広い観点から注視しつつ、経済対策等の これまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策に ついての所要の措置
 - 〇鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税 標準の特例措置の拡充(固定資産税等)
 - 〇鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の 特例措置の拡充・延長(固定資産税)
 - ○東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における 用地取得に係る特例措置の延長(不動産取得税)
 - 〇鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長(固定 資産税)
 - 〇液化石油ガス車(LPG 車)のエコカー減税等への追加(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)
 - 〇特定離島路線航空機の範囲の拡大(航空機燃料税)
 - ○航空機に使用する部分品等に係る関税の免税措置の延長(関税)
 - 〇航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(所得税・ 法人税)
 - 〇民泊新法の制定に伴う税制上の所要の措置(消費税等)
 - 〇緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別 控除制度の廃止(所得税・法人税等)

2. 他省庁主管

- ○試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長(所得税・法人税等)
- 〇振興山村における工業用機械等の割増償却の延長(所得税・法人税)
- ○過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)
- 〇過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充・延長(所得税・法人税)
- 〇中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税等)
- 〇新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置(相続税、固定資産税等)
- 〇避難解除区域等に係る特例措置(収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等)の帰還 困難区域内に設定される復興拠点への拡大(所得税・法人税等)
- 〇復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置 (特別償却又は税額控除)の延長(所得税・法人税等)
- 〇被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長(自動車取得税)
- 〇低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定 資産税)
- 〇地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長(固定 資産税)
- ○沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長(法人税等)